

議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

1 北海道町村議会議員研修会及び先進地視察調査

(1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

(2) 派遣場所

①北海道町村議会議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

札幌コンベンションセンター（札幌市白石区）

②エア・ウォーター株式会社 月寒事業所（札幌市）

③恵庭市

(3) 派遣期間

令和5年7月4日～5日（2日間）

(4) 派遣議員

全議員 19人

2 新任議員研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

(1) 目的

議員活動に必要な知識、地方自治諸制度及び福利制度等を習得するため。

(2) 派遣場所

釧路プリンスホテル（釧路市）

(3) 派遣期間

令和5年7月25日（1日間）

(4) 派遣議員

畠山美和、塚本逸彦、山端隆治、長谷陽子 4人

3 議会広報研修会〔北海道町村議会議長会主催〕

(1) 目的

議会広報作成に必要な知識・情報を習得し、より住民に親しまれる「議会だより」を発行するため。

(2) 派遣場所

ポールスター札幌（札幌市中央区）

(3) 派遣期間

令和5年8月17日（1日間）

(4) 派遣議員

広報広聴委員会委員 4人

（石川康弘、畠山美和、塚本逸彦、長谷陽子）

4 その他

上記1から3の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。